広島市中心部における均一運賃エリアの運賃制度・取組に係る意見用紙

お住まいの区

（又は市町村）　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　　　齢　　　　　＿＿＿＿＿\_\_＿＿＿＿

**テーマ１　企画乗車券の利用時間を延長することについて**

|  |
| --- |
| ⑴　現在、広島市中心部の均一運賃エリア（240円均一）で、乗合バスと路面電車が最大　6時間乗り放題になるデジタル乗車券「デジタルシティパス」が販売されていることを知っていますか。（いずれかに○） |
| 知っている　／　知らない |
| ⑵　令和７年１１月に予定されている「バスでめぐるひろしまの秋～バスデジタルスタンプラリー」の開催期間中、より多くのイベントや商業施設などを周遊できるよう、土日祝日限定で「デジタルシティパス」の利用時間を通常の６時間から８時間に延長することを計画しています。この取組について、どう思いますか。（いずれかに○） |
| よいと思う　／　よくないと思う |
| ⑶　公共交通を今以上に利用するためには、どのような乗車券があればよいと思いますか。（当てはまるものに○をする（複数可）か、自由記入欄にご記入ください。） |
| □　小学生以下のこどもが無料で乗車できるもの□　高齢者が割安で乗車できるもの□　家族で利用すると割安で乗車できるもの□　通院時に割安で乗車できるもの□　通学時に割安で乗車できるもの□　観光時に割安で乗車できるもの□　イベント時に割安で乗車できるもの□　その他 |
| ⑷　その他、ご意見等ございましたらご記入ください。 |
| （自由記入） |

**テーマ２　運賃協議会での協議を要しない軽微な事案について**

（概要）

広島市中心部の均一運賃エリアにおける運賃等を変更する際は、その都度、運賃協議会（利用者の代表や交通事業者等が参加）を開催した上で決定する必要があります。運賃協議会の開催には事前手続きなどにおよそ3か月程度の期間を要するため、利用者目線での迅速かつ柔軟な運賃制度の運用に課題が生じている状況です。

このため、広島市では、変更の内容が軽微な事案について運賃協議会での協議を省略できるようにする仕組みを検討しています。

|  |
| --- |
| ⑴　以下の５つの事案を、運賃協議会での協議を要しない軽微な事案として定めることについて、どう思いますか。（いずれかに○）　　　　 |
| ●事案２－１：均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合●事案２－２：毎年のイベント行事等に際し、期間又は区間その他条件を付した運賃の割引を実施する場合（ただし、初回を除く。）●事案２－３：工事等による一時的な迂回により路線等を変更する場合●事案２－４：新たな決済手段を追加する場合●事案２－５：運賃の割引に該当するポイント還元（５％以下のものに限る。）を行う場合　　※なお、上記軽微な事案に該当するとして交通事業者が運賃の届出をした際には、そのことを広島市長に１週間以内に報告することを義務化する予定です。 |
| 定めてもよい　／　定めるべきでない |
| ⑵　その他、ご意見等ございましたらご記入ください。 |
| （自由記入） |